

## 契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」（平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡）等により、競争入札及び随意契約の件数、金額、予定価格等を公表することとされているところですが、さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めることとされたところです。

こうしたことを踏まえて、当機構において7月1日以降に公告をする一般競争入札及び企画競争等による契約に係る情報について、下記のとおり公表することといたします。

### 記

#### 第1 公表の対象

##### 1 公表の対象となる契約

当機構の支出の原因となる契約を対象とする（競争性のない随意契約のみならず、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）も含む。）

ただし、次に掲げるものに該当する場合を除く。

- (1) 予定価格が当機構の契約事務実施細目第30条第1号、第2号、第3号又は第6号のそれぞれの金額を超えない契約

（注）上記の各号で規定する金額

第1号：工事又は製造の請負の場合、250万円。

第2号：財産の買入れの場合、160万円。

第3号：物件の借入れの場合、80万円。

第6号：上記以外の場合、100万円。

- (2) 光熱水費、燃料費及び通信費の支出に係る契約

##### 2 公表の対象となる契約先

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する契約先を対象とする。

- (1) 当機構において役員を経験した者が再就職していること又は当機構において課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職していること

(注) 1 「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

2 当該契約の締結日を再就職者の有無の判断の基準日とする。

- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(注) 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする(第2において同じ。)

## 第2 公表する情報

前記第1に掲げる公表の対象に該当する契約及び契約先に関し、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- (1) 前記第1の2(1)に該当する再就職者の人数、職名及び当機構における最終職名
- (2) 当機構との間の取引高
- (3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- ・ 3分の1以上2分の1未満
  - ・ 2分の1以上3分の2未満
  - ・ 3分の2以上
- (4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

## 第3 公表の時期、方法等

- 1 契約を締結した日の翌日から起算して原則として72日以内に公表する。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については原則として93日以内に公表する。
- 2 公表は、当機構のホームページ上で行う。
- 3 本通知に係る措置を講ずることについては、契約に係る入札公告にその旨を記載する。